平成２８年（フ）第４６４号
京都府宇治市木幡平尾１番地の７
債務者　新井　和子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
京都府城陽市寺田深谷48番地の67
債務者　奥村　貴美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３８号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２棟1003号
債務者　鈴木　美季
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
京都市伏見区羽束師志水町18番地15
債務者　中尾　優輝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―248号
債務者　黒木　幸子（旧姓元木）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６６号
大阪府摂津市別府２丁目27番38号
債務者　宮武　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番１―907号
債務者　十川　和幸
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７３号
奈良市南紀寺町２丁目177番地の１
債務者　加藤キサ子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
広島県三原市小泉町600番地20
債務者　鈴木　晴美（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１３５号
愛媛県松山市北土居１丁目13番28号
債務者　西泉　智博
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
愛媛県松山市歩行町１丁目11番地２　石丸ビル２Ｆ
債務者　石井　光子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
愛媛県松山市枝松２丁目３番53号
債務者　谷　　弓子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６９号
愛媛県松山市道後多幸町１番１号　日扇ビル106号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７０号
愛媛県松山市北土居２丁目12番１号　スカイトピアひあさ402号
債務者　谷松恵利奈
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
愛媛県松山市天山１丁目２番20号　松浦荘202号
債務者　門田　　泰
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７６号
愛媛県松山市竹原３丁目８番１号　コーポ竹原Ⅱ101号
債務者　田邊　禎貴
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉300番地５　シティハイツＩＮＯＵＥ―Ａ103号、前住所　佐賀県鳥栖市萱方町207番地99
債務者　諏訪　孝司
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
佐賀市天祐１丁目３番37号
債務者　中野　逸美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係